

令和2年5月21日

通信制の課程

生徒・保護者 各位

富山県立雄峰高等学校

校長 上田 晃嗣

新型コロナウイルス感染症拡大防止における登校に係る措置について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に一人ひとりが努めることが極めて重要になっています。本校では以下の場合には、登校に係る措置をとることにいたしました。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

スクーリング代替措置については今回の流行に限る措置となります。今後の感染症の拡大状況や医学的見地の情報で変更する場合があります。

登校に係る措置をとる場合

- ① 医療機関において新型コロナウイルス感染症と診断（確定）された。
- ② 濃厚接触者と特定された。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いと診断され、検査の結果が出るまで自宅等で待機した。
- ④ 家族等が濃厚接触者として特定された。
- ⑤ 発熱等の風邪の症状が見られ、無理せず自宅で休養した。

【症状の目安】

- ・発熱や風邪の症状（のどの痛み・咳・嘔吐・下痢など）がある場合
 - ・息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）がある場合
- ⑥ その他校長が認めた場合。

※上記の事由等が発生した場合には、同封の「6月1日からのスクーリング時のお願い」の3を見て、指定された連絡期限までに速やかに保護者（生徒）より学校へ必ず連絡をお願いします。

※登校を再開する際には必ず「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」や、「登校許可証」（上記の①～③に該当した場合のみ）を担任に提出してください。

※「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」、「登校許可証」は、本校ホームページからダウンロードできます。